

建設・IT・ものづくり分野の都内中小企業に
技術者として就職したい方へ

令和8年度
登録者募集

奨学金返還

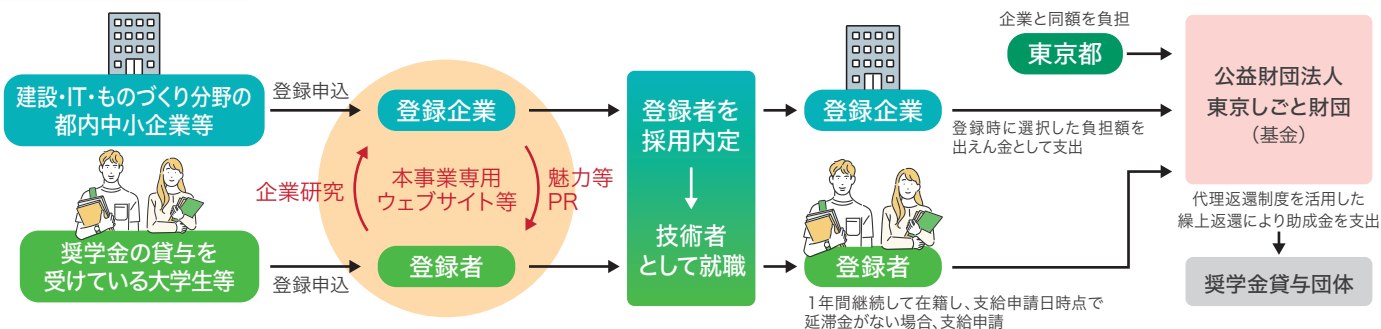
をサポート!

建設・IT・ものづくり分野の都内中小企業等における技術者の人材の確保と定着を支援するため、中小企業等に奨学金の貸与を受けている大学生等が技術者として就職して1年継続して在籍した場合、東京都と中小企業等がそれぞれ出えん金を負担し、奨学金返還費用の一部を(公財)東京しごと財団が奨学金貸与団体に直接支払う方法によって助成します。

対象:大学生等

令和8年度卒 : 既卒3年以内 (第二新卒含む) : 満35歳未満の既卒者

事業の流れ



※登録企業とは、技術者として採用する大学生等の奨学金返還支援に意欲的な建設・IT・ものづくり分野の都内中小企業等です。

助成金額

奨学金返還に必要な費用として、次の①から④のうち、登録企業があらかじめ選択した額を最大3年間にわたり助成します。詳細は事業専用ウェブサイトの求人情報でご確認ください。

登録者 (大学生等) 1名に対して	①	②	③	④ NEW!
	年10万円 ×3年	年24万円 ×3年	年50万円 ×3年	年75万円 ×3年

※④は大学院卒に対して企業が適用した場合

登録者

【奨学金の貸与を受けている大学生等】(以下の要件をすべて満たすこと)

- 次のアからウまでのいずれかに該当し、登録企業に正規雇用労働者の技術者として就職を希望している者
ア 大学(短大除く)、大学院、大学校(4年制大学相当以上に限る)若しくは高等専門学校(専攻科)を令和9年3月31日までに卒業又は修了予定の者
イ 登録申込日時点で大学等を卒業又は修了しており、かつ、満35歳未満の者
ウ 登録申込日時点で大学等を卒業又は修了後3年以内の者
- 次のア又はイのいずれかの奨学金を借り入れていること
ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金
イ 代理返還制度を実施している公的機関実施の貸与型奨学金で東京しごと財団理事長が認めるもの
- 他の制度による奨学金の返還免除等を受けていない者

登録申込受付期間

令和8年

4月9日(木) ~

令和9年

3月12日(金)

17時必着

登録申込方法

本事業専用ウェブサイトから登録者募集要項をご確認いただき、マイページへ新規登録をしてお申し込みください。登録者要件等を審査後、登録者を決定します。

■本事業専用ウェブサイト

<https://tokyo-scholarship-support.jp/student/overview/>



よくある質問

Q. どのような分野の職種の方が対象ですか？

A. 上記の登録者要件を満たし、建設・IT・ものづくりの分野で、技術者(研究・技術の職業)での採用を希望される方が対象です。
※ジョブローテーションで一定期間、建設現場や製造ラインなどに配置されている場合も対象となります。

Q. 東京都外の大学等の学生・卒業生や東京都外在住の場合は、登録できますか？

A. いずれも、登録者として要件を満たしていれば登録できます。

Q. 本事業に登録すると、他の企業への就職活動に制限はありますか。必ず登録企業に就職しなければならないのですか？

A. 登録によって就職活動が制限されることはありません。

Q. 文系でも登録できますか？

A. 登録できます。文系・理系学部を問わない求人も多数あります。本事業専用ウェブサイトでご覧ください。



まずはお気軽にお問合せください

中小企業人材確保のための

奨学金返還支援事業事務局

[受付時間] 月~金曜日 9:15~18:00

※土日・祝日及び年末年始はお休みです。

TEL 03-6698-5102

<https://tokyo-scholarship-support.jp/>



令和8年4月発行